

摂津市告示第 355 号

令和7年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定め、令和7年12月19日から適用する。

令和7年12月19日

摂津市長 嶋 野 浩一朗

令和7年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、物価の高騰により事業運営に影響を受けながらも、障害児福祉サービスの安定的な供給を継続する事業者に対し、予算の範囲内で、障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、障害児福祉サービス事業所の運営を支援し、もって障害児に対する療育の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「障害児福祉サービス事業所」とは、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、事業を行う基準を満たすものとして大阪府又は本市から指定を受けた事業所をいう。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が運営する事業所を除く。

2 この告示において「令和5年度支援金」とは、令和5年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金交付要綱（令和5年摂津市告示第340号）に基づく障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年11月1日（以下「基準日」という。）において障害児福祉サービス事業所を運営し、当該障害児福祉サービス事業所の事業における障害児福祉に係るサービス（別表の中欄に掲げるものに限る。以下「サービス」という。）を提供している者（基準日においてサービスを提供していないことについて市長がやむを得ない理由があると認める者を含む。）であって、第5条第1項の規定による通知を受け

た日又は第7条第1項の規定による申請をする日において当該事業を継続し、かつ、令和8年3月31日まで当該事業を継続することが見込まれるものとする。ただし、障害児相談支援事業所にあっては、同一事業所において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所を運営する者を除く。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、当該障害児福祉サービス事業所ごとにその提供するサービスにつき別表の中欄に掲げるサービス種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の合計額とする。

2 支援金の交付は、障害児福祉サービス事業所につき1回に限るものとする。

（交付の通知等）

第5条 市長は、交付対象者のうち令和5年度支援金の交付を受けたもの（以下「令和5年度支援金被交付者」という。）に対し、令和7年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金交付通知書（様式第1号）により支援金の交付の通知を行う。

- 2 令和5年度支援金被交付者は、前項の通知を受けた際、支援金の交付を受けることの拒否の申出をすることができる。
- 3 市長は、第1項の通知により示された期限までに前項の申出がないときは、速やかに支援金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）を行い、令和5年度支援金被交付者に対し支援金を交付する。

（交付の方式）

第6条 令和5年度支援金被交付者に対する支援金の交付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) 令和5年度支援金における指定口座に振り込む方式
- (2) 前条第1項の通知により示された期限までに、令和7年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金振込口座変更届出書（様式第2号）により前号の指定口座の変更を届け出て、当該届出のあった口座に振り込む方式

（交付の申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者（第5条第1項の通知を受けた者を除く。以下「申請者」という。）は、令和7年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならな

い。

2 申請者は、市長からサービスの提供に関する証拠書類を求められたときは、これを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の期限は、令和8年3月31日とする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、その旨を令和7年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第4号）又は令和7年度摂津市障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、交付決定をした場合には、次項の規定による支援金の交付をもって当該通知に代えることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに支援金を当該申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 交付対象者に該当しないことが明らかとなったとき。
- (3) 次条第2項の規定による証拠書類の提出の求めに対し、正当な理由なく、これに応じないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(証拠書類の保存等)

第10条 支援金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、当該支援金に係るサービスの提供に関する証拠書類を整備し、かつ、当該支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならぬ。

2 被交付者は、市長から前項に規定する証拠書類の提出を求められたときは、これを市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第3条、第4条関係）

区分		サービス種類	支援金の額
1	障害児通所支援事業所	児童発達支援	100,000円
		放課後等デイサービス	
2	障害児訪問支援事業所	居宅訪問型児童発達支援	50,000円
		保育所等訪問支援	
3	障害児相談支援事業所	障害児相談支援	50,000円